

# 桑名市総合評価落札方式（簡易型及び特別簡易型）ガイドライン

令和8年4月1日策定

このガイドラインは、桑名市総合評価落札方式の対象となる工事のうち、「簡易型」及び「特別簡易型」で発注する工事について、桑名市総合評価落札方式実施要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

## 1. 総合評価落札方式の対象となる工事

総合評価落札方式の対象となる工事は、次の(1)から(4)に該当する工事の中から、桑名市入札参加資格審査会で選定します。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式により執行することが適当であると認める工事

## 2. 総合評価落札方式の型式

総合評価落札方式の型式は、次の4通りです。

### (1) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化（数値方式）又は定性的に表示（判定方式又は順位方式）することにより、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

### (2) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、高度な技術提案（歩掛、単価を含む）を活用して、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

### (3) 簡易型

技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能等と入札価格とを総合的に評価する。

### (4) 特別簡易型

技術的な工夫の小さい一般的な工事で、同種工事の経験、工事成績等、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価する。

### 3. 「簡易型」及び「特別簡易型」で発注する工事

桑名市入札参加資格審査会で対象工事毎に指定します。

なお、入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札とします。

### 4. 総合評価の方法

以下のとおり、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素をもって総合的に評価します。

- (1) 技術評価点（各評価項目に対し与えられた得点の合計）に当該入札参加者の入札価格を点数化した価格評価点を合算して得た数値（評価値）をもって総合的に評価する方式「加算方式」を採用します。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

- (2) 技術評価点は、簡易型で200点満点、特別簡易型で100点満点とします。

- (3) 価格評価点は、次のとおり算出します。

なお、標準点は、簡易型、特別簡易型ともに600点とします。

#### 【入札価格 ≥ 調査基準価格の場合】

$$\text{価格評価点} = \text{標準点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

#### 【入札価格 < 調査基準価格の場合】

$$\text{価格評価点} = \text{標準点} \times \{ (1 - \text{調査基準価格} \div \text{予定価格}) + 0.25 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \div \text{予定価格} \}$$

- (4) 価格評価点の算出に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ・ 価格は全て税抜きとすること。
- ・ 価格評価点は、少数点第6位以下を切り捨てること。
- ・ 総合評価落札方式を採用した工事は、低入札価格調査制度の対象となるため、調査基準価格は、桑名市低入札価格調査実施要綱第3条に規定する別表第1の算定式より算出された価格となること。

### 5. 入札の参加から落札者の決定まで

落札者は以下の手順で決定します。（別紙1参照）

#### (1) 入札の参加

入札に参加する場合は、発注公告で指定された期限までに「入札参加申請書兼技術評価点申告書」（様式第1号）を契約監理課に提出する必要があります。

なお、提出方法は、窓口への持参又はメールによる提出としますが、メールで提出した場合は、必ず電話で到着確認をしなければなりません。

#### (2) 落札候補者の決定

開札後、入札価格が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者のうち、入札参加者が申告した技術評価点を基に算出した評価値が最も高い者を落札候補者とします。

なお、落札候補者となるべき者が複数いる場合は、くじで落札候補者を決定します。

#### (3) 入札参加資格確認資料の提出

入札参加資格要件の審査は、開催の結果、落札候補者となった者のみ行います。

従って、落札候補者のみに対し、入札参加資格確認資料（通常の事後審査型条件付一般競争入札と同じもの）の提出を求めます。

#### (4) 入札参加資格の確認

落札候補者から提出された入札参加資格確認資料により、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行います。

確認の結果、入札参加資格要件を満たすことが確認できなかった場合は、当該落札候補者のした入札を失格とし、次に評価値の高い者を新たな落札候補者として、入札参加資格の確認を行います。この手続は、落札候補者の入札参加資格が確認できるまで繰り返します。

#### (5) 技術提案資料の提出

落札候補者の入札参加資格が確認できた場合は、当該落札候補者に対し、技術提案資料の提出を求めます。

なお、技術提案資料の提出を求められた落札候補者は、市が提出を求めた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。）以内に技術提案資料を提出しなければなりません。

#### (6) 技術提案資料の審査

入札参加資格要件を満たす落札候補者から提出された技術提案資料は、総合評価落札方式技術審査委員会（以下「技術審査委員会」）で審査及び評価し、同落札候補者が申告した技術評価点の確認を行います。

この場合において、落札候補者が申告した技術評価点が技術審査委員会による技術評価点を上回る場合は、過大となる評価項目の得点を減点し、当該落札候補者の評価値を再算出します。

また、技術評価点の確認に当たり、簡易型の場合は、技術審査委員会からヒアリングを求める場合があります。ヒアリングを求められた落札候補者は、ヒアリング時に配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を同席させる必要があります。同席できない場合は、当該落札候補者のした入札を失格とし、次に評価値の高い者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行います。

#### (7) 落札者の決定

技術審査委員会における審査及び評価の結果、評価値の順位に変動がない場合は、当該落札候補者を落札者と決定します。ただし、低入札価格調査の対象となった場合は、当該調査等により、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに落札者と決定します。

一方、技術審査委員会における審査及び評価の結果、評価値の順位に変動がある場合は、新たに落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の確認を行います。この手続は、評価値の最も高い落札候補者が特定できるまで繰り返します。

### 6. 技術提案資料の提出

技術提案資料の提出に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

なお、技術提案資料は、紙媒体で契約監理課窓口へ提出する必要があります。

#### (1) 提出を求める技術提案資料

- ア 技術提案資料届出書（様式第2号）
- イ 技術提案書（様式第3号）
- ウ 工事工程表（様式第4号）
- エ 評価対象工事施工実績届出書（様式第5号）
- オ 配置技術者評価対象工事施工経験届出書（様式第6号）

- カ 施工体制（地元業者施工率）届出書（様式第7号）
- キ 各評価項目における実績等を証する書類（詳細は別紙2参照）
- ※ 特別簡易型の場合、様式第3号及び様式第4号の提出は不要です。

## (2) 配置予定技術者に関する留意事項

ア 配置予定技術者を複数届け出する場合は、配置技術者評価対象工事施工経験届出書（様式第6号）を技術者毎に作成しなければなりません。

この場合、「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の保有資格」及び「技術者の育成」に係る評価点の合計が最も低い技術者で評価します。

イ 配置技術者評価対象工事施工経験届出書（様式第6号）に記載した技術者は、原則として、工事が完了するまで変更できません。

なお、配置予定技術者を複数届け出した場合でも、簡易型でヒアリングを実施する場合は、ヒアリング時に同席した配置予定技術者をヒアリング後に変更できません。

ウ 他の工事を落札したことなどにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合は、開札前までに辞退届を提出し、本件入札を辞退しなければなりません。

辞退届の提出が無いにも関わらず落札候補者となった場合は、その者が行った入札を失格とするほか、指名停止等の措置を講じることがあります。

## (3) その他留意事項

ア 技術提案資料の基準日は、案件毎の開札日の前日とします。従って、基準日に実績等がない場合は、特段の定めがない限り、評価の対象となりません。

イ 各評価項目における実績等を証する書類（添付資料）が不足又は不明確な場合は、評価の対象外とします。提出期限後の訂正又は差替えも認めません。

ウ 技術提案資料（添付資料含む）に記載の内容は、当該内容を契約書等に記載又は当該内容を記載した資料を直接契約書に綴じ込みます。

エ 契約締結後であっても、提出した技術提案資料（添付資料含む）に事実と異なることが判明した場合は、ペナルティの対象となります。

## 7. 評価項目等

評価項目、評価基準及び評価の方法は、以下のとおりとします。

### (1) 評価項目及び評価基準

評価項目及び各評価項目に対する評価基準は、配点も含め、工事の案件毎に、施工場所、工期、工事内容等を勘案して定めます。

一般的な例としては、次ページ（詳細は別紙2）のとおりですが、具体的な内容は、発注公告時に示します。

### (2) 評価の方法

ア 絶対評価に係る部分（地域要件、企業要件、技術者要件）は、技術審査委員会で実績等を確認し、審査基準に応じて得点を付与します。

イ 相対評価に係る部分（技術力要件）は、技術審査委員会の委員が付けた得点の合計を平均（小数点以下切捨て）し、当該評価項目に対する得点を付与します。

なお、相対評価は簡易型の場合のみとなります。

【評価項目等（標準）】

型 式		項目分類	評価項目	配 点	
				簡易型	特別簡易型
簡易型	特別簡易型	地域要件	登録の所在地	5点	—
		企業要件	施工実績	15点	15点
			工事成績	20点	20点
			地域・社会貢献（※1）	15点	15点
			災害協定締結の有無	10点	10点
			建設機械の保有状況	5点	5点
			地元業者施工率	10点	10点
			労働安全衛生管理	5点	—
			品質・環境管理	5点	—
		技術者要件	配置予定技術者の施工経験	10点	10点
	配置予定技術者の保有資格		5点	5点	
	技術者の育成		10点	10点	
	技術力要件	品質管理	85点 （※2）	—	
		施工計画			
		工程管理			
周辺環境					
特記課題					
信頼性等					
合計（技術評価点）				200点	100点

※1 カフェテリア方式による評価項目です。

対象となる複数の評価項目の中から、入札参加者が指定の評価項目数まで自由に選択できる選択式の評価項目です。

※2 技術力要件全体の配点が85点です

この85点を案件毎に6つの評価項目に配分します。

## 8. ペナルティ

落札者（受注者）が提出した技術提案資料（添付資料含む）に事実と異なることが判明した場合は、受注者に対し、以下のとおりペナルティを課します。

### (1) 受注した工事で不履行があった場合

当該工事の完成日の次年度に、当該受注者が参加する全ての総合評価落札方式対象工事において、次のとおり評価後の技術評価点を減点します。

ア 地元業者施工率の不履行の場合 10点

イ 技術力要件に関する不履行の場合 10点

### (2) 特定JVの構成員として受注した工事で不履行があった場合

当該工事の完成日の次年度に、当該特定JVの各構成員が個別に参加する全ての総合評価落札方式対象工事において、上記(1)と同様に減点します。

また、構成員に不履行のあった業者を含む特定JVで総合評価落札方式対象工事に参加した場合は、当該特定JVの技術評価点から減点します。

なお、不履行のあった構成員が複数いる場合は、同一の工事が減点要因となっている場合を除き、合算して減点します。

### **(3) 複数の工事で不履行があった場合**

前年度に完成した工事を対象として、各工事（特定JVの構成員として受注した工事を含む）における減点を累積し、最大30点まで減点します。

## **9. 落札者の履行責任**

落札者には、次の(1)から(3)の履行責任が求められます。

- (1) 受注者の行った技術提案が採用された場合であっても、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任は軽減されません。
- (2) 工事目的物について、性能等の提案内容が満たされない場合は、標準案以上のものであっても、受注者は、再度の施工義務を負います。
- (3) 上記の規定に関わらず、評価する項目の性格から再度の施工が困難又は合理的でないと認められる場合は、必要に応じ、契約金額の減額又は損害賠償請求を行います。  
また、この場合において、指名停止等の措置を講じることがあります。

## **10. 結果の公表**

落札者が決定したときは、次の(1)から(4)の項目を公表します。

なお、公表された評価値等に疑義がある場合は、総合評価落札方式審査結果照会（様式第8号）により照会することができます。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び価格評価点
- (3) 各入札参加者の技術評価点及び技術評価点の内訳（小項目の得点まで）
- (4) 各入札参加者の評価値

## **11. その他**

### **(1) 提案内容の保護**

技術提案資料に記載した内容は、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は無償で使用します。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

### **(2) 学識者の意見聴取**

総合評価落札方式の対象工事において、落札者決定基準を定めようとするとき又は落札者を決定しようとするとき（省略の場合あり）は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項及び第6項により、あらかじめ学識経験者への意見聴取が必要となります。

なお、学識経験者への意見の聴き取りは、当面の間、三重県が設置する三重県公共工事等総合評価意見聴取会において行います。

公告から契約までの流れ

① 公告、入札参加申請書兼技術評価点申告書・質問の受付開始	
② 質問の受付期限	20日程度
③ 質問の回答	
④ 入札参加申請書兼技術評価点申告書の提出期限	
⑤ 入札書の到着期限	3日程度
⑥ 開札（落札候補者の決定）	
⑦ 入札参加資格確認資料の提出期限	7日程度
⑧ 入札参加資格の審査（事後審査）	
⑨ 技術提案資料の提出期限	
⑩ 技術提案資料の審査・評価（事後評価）	10日程度
※1 低入札価格調査（該当した場合のみ）	
※2 学識経験者への意見聴取（必要と判断された場合のみ）	
⑪ 落札者の決定	
⑫ 契約締結（工事着工）	6日程度

注1）上記日数は、土日及び祝日（年末年始、お盆、GW等は除く）を含みます。

注2）簡易型でヒアリングを実施する場合は、⑩から⑪の期間が1週間程度伸びます。

注3）低入札価格調査を実施する場合は、⑩から⑪の期間が10日間程度伸びます。

詳細評価項目等（標準）

型 式	項目分類 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準 (小項目)	配 点 (評価点)	評価の方法等	提出資料	
簡易型 ・ 特別簡易型	地域要件	登録の所在地 (※)	市内、準市内、県内、県外区分	案件毎に5点を配分	登録所在地の区分により評価します。	様式第2号	
	企業要件	施工実績	評価対象工事の施工実績	案件毎に①又は② ①：15、10、5、0点 ②：15、7、0点	官公庁が発注した工事のうち、元請（単独）で受注した施工実績の有無により評価します。ただし、評価の対象となる工事は、案件毎に設定します。	様式第2号 様式第5号 添付資料	
		工事成績	桑名市又は三重県発注の工事に係る過去3年間の平均工事成績	75点以上：20点 70～74点：15点 65～69点：10点 60～64点：5点 上記以外：0点	過去3年間に竣工した桑名市又は三重県発注の工事に係る発注業種毎の平均工事成績により評価します。いずれの平均工事成績を採用するかは、入札参加者の選択によります。 なお、桑名市の平均工事成績は、発注年度の前年度、前々年度及び前々前年度に竣工した工事を対象とし、市で算出した点数を使用します。ただし、桑名市の工事成績が1件の場合は当該点数を平均工事成績とし、工事成績がない場合は評価の対象としません。 また、三重県の平均工事成績は、毎年度、三重県が公表する6月1日適用の三重県建設業者格付けの基となる土木一式工事の工事成績平均点のみ補正（9割掛け）した上で使用します。従って、それ以外の業種は、評価対象としての選択を不可とします。	なし	
		地域・社会貢献	カフェテリア方式	① 公共施設美化活動実績	3項目に該当：15点 2項目に該当：10点 1項目に該当：5点 該当項目なし：0点	桑名市アダプトプログラム実施要綱に基づき市長と合意書を取り交わした事業者等が環境美化活動を行った場合に評価します。	様式第2号 添付資料
				② 次世代育成支援活動実績		就業規則等に、育児休業制度に関する項目のほか、対象となる労働者の範囲、取得に必要な手続き、育休期間、育児休業中の賃金の支払いの有無等が規定されている場合に評価します。	
				③ 男女共同参画活動実績		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画期間内である場合に評価します。	
				④ 障がい者雇用実績		障がい者の雇用の有無により評価します。ただし、法律により、障がい者雇用が義務付けられている事業主は法定雇用率を達成している場合に、そうでない事業主は障がい者（※）を雇用している場合に評価の対象とします。 ※ 短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）、特定短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）であって、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者を含みます。	
				⑤ 不当要求防止責任者講習の受講実績		自社が選任した不当要求防止責任者が、（公益）暴力追放三重県民センター主催の不当要求防止責任者講習を受講している場合に評価します。	
			災害協定締結の有無	締結あり：10点 締結なし：0点	発注公告日の前年度以前に、本市と締結（自動継続）している災害協定がある場合に評価します。		
			建設機械の保有状況	11台以上：5点 6～10台：3点 1～5台：1点 保有なし：0点	最新の経営事項審査における建設機械の保有状況（W7）により評価します。		
	地元業者施工率	80%以上：10点 80%未満：0点	申告した地元業者施工率（元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合）が80%（建築一式工事は65%）以上の場合に評価します。 なお、契約締結後に、部分下請業者届及び下請負契約書の写しで地元業者施工率を確認し、最終的に80%（65%）未満になる場合は、ペナルティの対象となります。	様式第2号 様式第7号			

型 式	項目分類 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準 (小項目)	配 点 (評価点)	評価の方法等	提出資料
		労働安全衛生管理 (※)	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	認証あり：5点 認証なし：0点	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取組の認証を受けている場合に評価します。	様式第2号 添付資料
		品質・環境管理 (※)	I S O 認証取得等の有無	認証あり：5点 認証なし：0点	品質マネジメントシステム（ISO9000S）、環境マネジメントシステム（ISO14001又はM-EMS）の認証を取得している場合に評価します。	
	技術者要件	配置予定技術者の 施工経験	配置予定技術者が、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した評価対象工事の施工経験	案件毎に①又は② ①：10、6、3、0点 ②：10、5、0点	官公庁が発注した工事のうち、元請（単独）で受注した次の工事の施工経験の有無により評価します。ただし、評価対象となる工事は、案件毎に設定します。	様式第2号 様式第6号 添付資料
		配置予定技術者の 保有資格	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の保有する資格	資格あり：5点 資格なし：0点	主任技術者又は監理技術者として配置する技術者の保有資格により評価します。ただし、評価対象となる資格は、案件毎に設定します。	
		技術者の育成	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の年齢	40歳未満：10点 40歳以上：0点	若手（40歳未満）の主任技術者又は監理技術者を配置する場合に評価します。 なお、評価は、基準日（開札日の前日）時点での年齢で行います。	
	簡易型	技術力要件	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質確保及び品質管理の方法が、現場条件（地形、地質、環境、気象、地域特性等）を踏まえた適切な方法となっているか。</li> <li>重要な品質管理項目が記載されているか。</li> </ul>	案件毎に85点を配分 <b>【配分例】</b> 品質管理：15点 施工計画：15点 工程管理：15点 周辺環境：15点 特記課題：15点 信頼性等：10点	技術審査委員会の委員が付けた得点の合計を平均（小数点以下切捨て）して得点を付与します。 なお、案件毎に、評価基準に基づく具体的な評価点を示します。 よって、「入札参加申請書兼技術評価点申告書」には、入札参加者が自己評価した点数を記載してください。
施工計画			<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られるか。</li> <li>現場条件（地形、地質、環境、気象、地域特性等）と整合した計画が立てられているか。</li> </ul>			
工程管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な工程管理又は工期の短縮が図れているか。</li> <li>施工上配慮すべき項目と対策が明確に記載されているか。</li> </ul>			
周辺環境			<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な安全対策や環境対策が計画されているか。</li> <li>騒音や振動の低減等、周辺住民への配慮がされているか。</li> </ul>			
特記課題			<ul style="list-style-type: none"> <li>各課題に対し、現場状況を踏まえた提案がなされているか。</li> </ul>			
信頼性等			<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案に関する説明が明瞭であるか。</li> <li>質問に対する応答が迅速かつ明瞭であるか。</li> <li>業務に対する取組意欲が強く感じられるか。</li> </ul>			

※ 「登録の所在地」、「労働安全衛生管理」及び「品質・環境管理」は、「簡易型」のみの評価項目です。

【参考例】特別簡易型（加算方式）※市内業者のみ参加可能な場合

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点（少数第6位以下切捨て）

標準点 : 600点      予定価格 : 100,000,000円  
 技術評価点 : 100点      調査基準価格 : 80,000,000円  
 (満点)      失格基準価格 : 75,000,000円

	A建設	B建設	C建設	D建設	E建設
入札価格	82,000,000円	81,000,000円	80,000,000円	77,000,000円	75,000,000円
技術評価点	90点	90点	90点	80点	80点
価格評価点	108.00000点	114.00000点	120.00000点	125.00000点	128.00000点
評価値	198.00000点	204.00000点	210.00000点	205.00000点	208.00000点
順位等	5位	4位	1位（落札候補者）	3位	2位

大項目	中項目	小項目	配点（満点）	A建設	B建設	C建設	D建設	E建設
地域要件	登録の所在地	市内、準市内、県内、県外区分	—	—	—	—	—	—
企業要件	施工実績	評価対象工事の工事实績	15点	15点	15点	10点	0点	15点
	工事成績	桑名市（三重県）発注の工事に係る過去3年間の平均工事成績	20点	20点	20点	15点	20点	20点
	地域・社会貢献	① 公共施設美化活動実績	(カフェテリア方式) 3項目に該当 15点 2項目に該当 10点 1項目に該当 5点 該当項目なし 0点	15点	15点	15点	10点	15点
		② 次世代育成支援活動実績						
		③ 男女共同参画活動実績						
		④ 障がい者雇用実績						
		⑤ 不当要求防止責任者講習の受講実績						
		災害協定締結の有無	10点	10点	10点	10点	10点	0点
	建設機械の保有状況	5点	5点	0点	5点	5点	5点	
	地元業者施工率	10点	10点	10点	10点	10点	10点	
	労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	—	—	—	—	—	—
	品質・環境管理	I S O認証取得等の有無	—	—	—	—	—	—
技術者要件	配置予定技術者の施工経験	配置予定技術者が従事した評価対象工事の施工経験	10点	10点	5点	10点	10点	10点
	配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の保有する資格	5点	5点	5点	5点	5点	5点
	技術者の育成	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の年齢	10点	0点	10点	10点	10点	0点
技術力要件	品質管理	工事案件毎に設定	—	—	—	—	—	—
	施工計画	工事案件毎に設定	—	—	—	—	—	—
	工程管理	工事案件毎に設定	—	—	—	—	—	—
	周辺環境	工事案件毎に設定	—	—	—	—	—	—
	特記課題	工事案件毎に設定	—	—	—	—	—	—
	信頼性等	迅速かつ明瞭な説明、業務に対する取組意欲	—	—	—	—	—	—
合計			100点	90点	90点	90点	80点	80点